



# 平成20年住宅・土地統計調査 調査票甲の記入のしかた

総務省統計局

●世帯と世帯員の決め方  
●あなたの世帯の記入箇所  
2・3ページ

調査票に記入する前に、

この『調査票甲の記入のしかた』をよくお読みください。

2・3ページに「世帯と世帯員の決め方」、「あなたの世帯の記入箇所」、  
4ページ以降に「調査票の記入例・記入についての説明」があります。

●調査票の記入にあたって  
●調査票の記入についての  
説明(調査票第1面)  
4・5ページ

## 調査票の提出について

- 記入した調査票は、正確な統計を作成するために、調査員によって記入もれ、記入誤りなどの確認が行われますので、**そのまま調査員にお渡しください。**
- 記入した調査票をお配りした封筒に入れ、封筒に付属の両面テープで封をして調査員に渡していただくこともできます。  
この場合、市区町村で調査票を開封し、調査票の記入内容の確認を行います。調査員が記入内容を確認することはありません。
- 記入した調査票に、記入もれなどがなければ十分確認してください。  
調査票に記入もれなどがあった場合は、確認のためおたずねすることがあります。その際、「記入者氏名」と「電話番号」が必要となりますので、忘れずにご記入ください。

●調査票の記入についての  
説明(調査票第2面)  
6・7ページ

調査員が  
10月 日 ( ) 午前 時ごろ  
午後

調査票を受け取りにうかがいます。

### 【◆連絡先】

(調査員の訪問日時の変更や調査票の追加が  
必要な場合はこちらにご連絡ください。)



**調査票の記入内容は、統計をつくるためだけに使うもので、それ以外の目的に使われることはありません。**

◇調査員をはじめ調査関係者は、統計法により、調査票の内容を他にもらしたり、統計をつくる目的以外に調査票を使用することを固く禁じられています。

●調査票の記入についての  
説明(調査票第3面)  
8・9ページ

調査の内容、調査票の記入のしかたなどについて、分からない点がございましたら、調査員が訪問した際にご質問いただくか、下記のコールセンターにご連絡ください。

**住宅・土地統計調査  
コールセンター**

**☎ 0570-08-1001**

設置期間：平成20年10月15日まで  
受付時間：午前8時～午後9時  
(土・日・祝日を含む)

※全国どこからでも市内通話料金でご利用になれます。

※携帯電話・PHS・一部のIP電話などからは、**03-5269-2911**におかけください。(この場合、通常の通話料金がかかります。)

●調査票の記入についての  
説明(調査票第4面)  
10・11ページ

### 世帯とは

- 一般の家庭のように住居と生計をともにしている人びとの集まりを一つの世帯
- 一人で1戸をかまえている人（一人でアパートなどに住んでいる人を含む。）は、一人で一つの世帯とします。

### ● 次の人たちは、それぞれに示すように世帯を決めます。

- ・間借りしている人
- ・同居している人
- ・住み込みの従業員



- ◆単身者……………一人で一つの世帯
- ◆夫婦など 家族がいっしょ… 家族ごとに一つの世帯

- ・単身の住み込みの家事手伝い



雇主の世帯に含めます

- ・会社や学校の寮・寄宿舎に住んでいる人



- ◆管理者・家主など……………一つの世帯
- ◆単身者……………棟ごとに一つの世帯
- ◆夫婦など 家族がいっしょ… 家族ごとに一つの世帯

### あなたの世帯に ふだん住んでいる人 を世帯員とします

### ふだん住んでいる人とは

10月1日現在、あなたの世帯に、

- すでに3か月以上住んでいる人
  - まだ3か月にならないが、3か月以上にわたって住むことになっている人
- をいいます。

### ● 次の人たちは、それぞれに示す場所で調査することになっています。

- ・単身赴任・出かせぎ・出張などで一時的に不在の人



- 自宅を不在にする期間が
- ◆3か月未満のとき…………… 自宅
  - ◆3か月以上にわたるとき… 赴任先、出かせぎ先、出張先など

- ・学校の学生寮・寄宿舎などから通学している学生・生徒



その学生寮・寄宿舎

- ・病院・療養所などに入院している人



- 入院してから
- ◆3か月にならない人…………… 自宅
  - ◆すでに3か月以上の人…………… 入院先

- ・船に乗り組んでいる人



自宅

- ・2か所に住居をもっている人



ふだん寝泊りする日数の多い住居

お配りした調査票第1面下部の「世帯の種類」欄に記入してある世帯の種類に応じて、記入していただく欄が異なります。

※「世帯の種類」欄に記入がない場合は、お手数ですが1ページ左下部の【◆連絡先】にご連絡ください。

★あなたの世帯は、次の①～⑤のうち、どれですか。

★図の      があなたの世帯の記入箇所です。

#### 住宅に住んでいる世帯

##### ①主世帯

- ・1住宅で1戸をかまえている世帯
- ・2世帯以上が住む場合の家主などの世帯

##### ②同居世帯

- ・主世帯と生計をともにしていない親や子の世帯
- ・友達や同僚と住居をともにして住んでいる世帯
- ・住み込みの従業員の世帯

#### 図1…住宅に住んでいる主世帯が記入する欄

住宅・土地統計調査 調査票甲	II 世帯の家計を主に支える人について		IV この住居の敷地について
I あなたの世帯について	III この住居について		
世帯の種類			
第1面	第2面	第3面	第4面

#### 図2…住宅に住んでいる同居世帯が記入する欄

住宅・土地統計調査 調査票甲	II 世帯の家計を主に支える人について		IV この住居の敷地について
I あなたの世帯について	III この住居について	II 床面積	
世帯の種類			
第1面	第2面	第3面	第4面

#### 図3…住宅以外の建物に住んでいる管理者・家主などの世帯及び一般の世帯が記入する欄

住宅・土地統計調査 調査票甲	II 世帯の家計を主に支える人について	10 1か月の家賃又は間代及び共益費又は管理費	IV この住居の敷地について
I あなたの世帯について	III この住居について		
世帯の種類			
第1面	第2面	第3面	第4面

#### 図4…住宅以外の建物に住んでいる単身世帯が記入する欄

住宅・土地統計調査 調査票甲	II 世帯の家計を主に支える人について		IV この住居の敷地について
I あなたの世帯について	III この住居について	8 居住室	
I 世帯の構成 (ア)世帯人員の合計			
世帯の種類			
第1面	第2面	第3面	第4面

#### 住宅以外の建物に住んでいる世帯

(会社・学校等の寮・寄宿舎、旅館・宿泊所、工場などの建物に住んでいる世帯)

##### ③管理者・家主などの世帯

##### ④一般の世帯 (家族で住んでいる世帯)

##### ⑤単身世帯 (単身者又は単身者の集まりの世帯)

# 調査票の記入にあたって

- 調査票は、必ず黒の鉛筆又はシャープペンシルで記入してください。ボールペンや万年筆は、黒色でも使用しないでください。
- 書き間違えた場合は、消しゴムできれいに消してから記入してください。
- 枠からはみださないように記入してください。
- 調査票は、機械で読み取りますので、汚さないでください。

**記入例**

「マーク」  
マーク ○ は、● のようにぬりつぶします。

《数字》  
数字は、右づめで書きます。  
26.897⇒ 

2	6	8	9	7
---	---	---	---	---

  
【小数第一位まで記入欄がある場合】  
143⇒ 

1	4	3	0
---	---	---	---

  
0の場合でも記入します。

《文字》  
文字は、左づめで書きます。  
福岡 

福	岡
---	---

  
福岡 

福	岡	市	郡	支	庁
---	---	---	---	---	---

  
東 

東	区	町
---	---	---

## 調査票の記入例・記入についての説明

### ■調査票 第1面

#### 1 世帯の構成

- あなたの世帯にふだん住んでいる人(世帯員)全員について書いてください。
- ふだん住んでいる人とは、10月1日(水)現在、あなたの世帯に、
  - ◆ すでに3か月以上住んでいる人
  - ◆ まだ3か月にならないが、3か月以上にわたって住むことになっている人
 をいいます。
- 家族以外の人でも、あなたの世帯に3か月以上滞在しているか、滞在することになっている人がいる場合は、その人も世帯員に含めます。  
※ 生計をともにしていない場合は、別の調査票に記入します。調査票がない場合は、1ページ左下部の【◆連絡先】にご連絡ください。
- 単身赴任や出かせぎなどで3か月以上にわたって不在の人や、10月1日(水)にたまたまあなたの世帯に泊まっている人は世帯員に含めません。

○寮生などの世帯では、記入者氏名のほか、1欄の「(ア)世帯人員の合計」及び第2面の8欄だけを書いてください。

記入者氏名 **統計 太郎** 電話 **-123 -4567** (わからないことがあった場合、問い合わせに利用させていただきます)

**I あなたの世帯について**

**1 世帯の構成**

- 単身赴任 出かせぎなどで この住居を離れて3か月以上(その見込みを含む)になる人は除きます
- 住み込みの家事手伝いも含めます
- 住み込みの従業員や下宿人は別の世帯としますので 人員から除きます

(ア)世帯人員の合計 

5
---

 人 (数字は右づめで書いてください)

(イ)各世帯員の男女の別や年齢など

- 年齢は平成20年10月1日現在の満年齢を書いてください
- 続き柄は 世帯の家計を主に支える人との続き柄を、右の選択肢の中から選んで書いてください

世帯の家計を主に支える人	男女の別	年齢	配偶者の有無	続き柄
1	男 ● 女 ○	50 歳	あり ● なし ○	1
2	男 ○ 女 ●	48 歳	あり ● なし ○	2
3	男 ● 女 ○	21 歳	あり ● なし ○	3
4	男 ○ 女 ●	19 歳	あり ● なし ○	3
5	男 ○ 女 ●	70 歳	あり ● なし ○	5
6	男 ○ 女 ○	歳	あり ● なし ○	歳
7	男 ○ 女 ○	歳	あり ● なし ○	歳
8	男 ○ 女 ○	歳	あり ● なし ○	歳

【続き柄の選択肢】

- 本人(世帯の家計を主に支える人)
- 配偶者
- 子
- 子の配偶者
- 父母
- 配偶者の父母
- 孫
- 祖父母
- 兄弟姉妹
- 他の親族
- その他

調査票の提出後、記入内容にわからないことがあった場合の問い合わせにのみ利用するものです。

**配偶者の有無**

- 配偶者が単身赴任などのため長期不在で、(ア)欄の「世帯人員」に含まれない場合でも、配偶者「あり」とします。

**続き柄**

- 続き柄は、世帯の家計を主に支える人からみた続き柄を、世帯員ごとに選択肢の中から選んで記入します。
- 単身の住み込みの家事手伝いの人などの続き柄は、「その他」とします。

**世帯の家計を主に支える人**

- 「世帯の家計を主に支える人」とは、あなたの世帯にふだん住んでいる人で、家計の主な収入を得ている人をいいます。
- 単身赴任中の配偶者からの送金により家計を支えているような場合は、送金をしている人ではなく、あなたの世帯のうち一人を代表者とし、その代表者をこの欄に記入します。

#### 世帯の種類

- 「世帯の種類」欄に記入してある世帯の種類に応じて、調査票に記入していただく欄が異なります。
- あなたの世帯で記入していただく欄については、3ページの「あなたの世帯の記入箇所」をご覧ください。

<調査員記入欄(世帯では記入しないでください)>

世帯の種類	
住宅に居住している世帯	住宅以外の建物に居住している世帯
● 主世帯	○ 会社等の寮・寄宿舍
○ 同居世帯	○ 学校等の寮・寄宿舍
	○ 旅館・宿泊所
	○ その他の建物
	○ 管理者・家主などの世帯
	○ 一般の世帯
	○ 単身世帯

調査単位区番号 

9	9	9
---	---	---

 - 建物番号 

3	0
---	---

 - 住宅番号 

1
---

 調査票番号 

1	1
---	---

● 調査票の記入にあたっての調査票の記入についての説明(調査票第1面)

2 世帯全員の1年間の収入(税込み)

- ここでいう収入には、内職・副業による収入や恩給・年金などの給付金は含めます。退職金や相続・贈与などの一時的な収入は含めません。

3 勤めか 自営かなどの別

- 独立行政法人に常時雇われている人は「会社・団体・公社又は個人」とします。
- 「商工その他」には、個人経営の商店主・工場主のほか、開業医・弁護士・著述家・画家や家庭内職の人も含めます。

4 通勤時間(片道)

- 自宅を出てから店、工場、事務所などの勤め先に着くまでのふだんの所要時間を記入してください。
- 外務員、バスの運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている場合は、所属している郵便局、会社、営業所などまでの通勤時間を記入してください。

5 別世帯となっている子の住んでいる場所

- 別世帯となっている「子」とは、世帯の家計を主に支える人と住居・生計をともにしていない子をいいます。住居が一緒でも生計をともにしていない子は、別世帯の子となります。
- 子がいない場合や、住居・生計をともにしている子のみ場合は、「別世帯の子はいない」とします。
- 生計を別にする子と同居している場合は、「一緒に住んでいる」とします。ただし、玄関が二つあり、それぞれが別々の住宅となっている二世帯住宅などで、その一方に子が住んでいる場合は、「同じ建物又は同じ敷地内に住んでいる」とします。

I あなたの世帯について(つづき)

2 世帯全員の1年間の収入(税込み)

・ボーナス・残業手当など臨時収入や配当金など財産収入 年金なども含めます	100万円未満	100万円～200万円未満	200万円～300万円未満	300万円～400万円未満	400万円～500万円未満	500万円～600万円未満	600万円～700万円未満	700万円～800万円未満	800万円～900万円未満	900万円～1000万円未満	1000万円～1500万円未満	1500万円～2000万円未満	2000万円以上
・仕送り金も収入とします	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
・自営業の場合は売上高ではなく営業利益を記入してください	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

II 世帯の家計を主に支える人について ○1欄の(イ)の1に記入した人について記入してください。

3 勤めか 自営かなどの別

雇われている人	自営業主	無職
常雇	農林漁業	学生
会社・団体・公社又は個人	商工その他	その他
臨時雇		
官公庁		

4 通勤時間(片道)

自宅・住み込み	15分未満	15分～30分未満	30分～45分未満	45分～1時間未満	1時間～1時間15分未満	1時間15分～1時間30分未満	1時間30分～1時間45分未満	1時間45分～2時間未満	2時間以上
	○	○	○	○	○	○	○	○	○

5 別世帯となっている子の住んでいる場所

・子の配偶者も子に含めます	別世帯の子はいない(子がいない場合も含めます)	一緒に住んでいる	同じ建物又は同じ敷地内に住んでいる	徒歩5分程度の場所に住んでいる	片道15分未満の場所に住んでいる	片道1時間未満の場所に住んでいる	片道1時間以上の場所に住んでいる
○	○	○	○	○	○	○	○

6 この住居への入居時期

平成20年	19年	18年	17年	16年	15年	13～12年	8～7年	3～2年	昭和56～平成2年	昭和46～55年	36～45年	26～35年	昭和25年以前
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

7 前住居 (ア)どこに住んでいましたか

・政令指定都市の場合は 区名まで書いてください

現住居と同じ市区町村	他の市区町村	外国
○	○ 東京 都道府県 市郡支庁 足立 区町村	○

(イ)どんな住居に住んでいましたか

・親の持ち家又は親が借りている家に住んでいた場合は「親その他の親族の家」とします

民営の賃貸住宅	都道府県	市区町村	都市再生機構(旧公団)	公社などの賃貸住宅	給与住宅	(社宅・公務員住宅等) 持ち家	親その他の親族の家	下宿・周借り	寮・寄宿舎	その他
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

III この住居について ○同居世帯では、8欄から10欄を記入した後、21欄(第4面)に進んでください。

8 居住室

・洋間の場合も畳数に換算して含めます

・食事室兼台所(ダイニング・キッチン)は居住室に含めますが 流しなどの部分を除いた広さが3畳に満たない部分は含めません

・同居世帯がある世帯では 同居世帯が使用している室も含めます

・同居世帯では 使用している室数の合計とその畳数を書いてください

室数の合計	その畳数
○.○.6 室	○.○.41.0 畳

6 この住居への入居時期

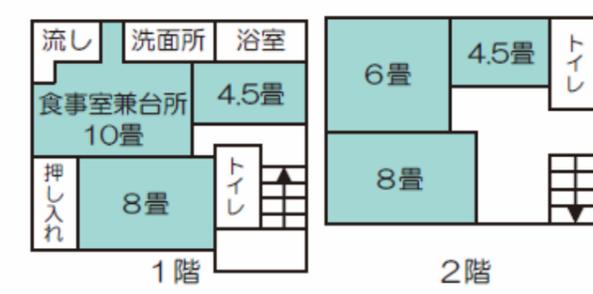
- 生まれたときから引き続き現在の住居に住んでいる場合は、出生時を入居時期とします。

7 前住居

- (ア)どこに住んでいましたか
- 前住居が「他の市区町村」の場合は、住んでいた都道府県、市区町村名を書いてください。
  - 政令指定都市の場合は、区名まで書いてください。(政令指定都市とは札幌市・仙台市・さいたま市・千葉市・横浜市・川崎市・新潟市・静岡市・浜松市・名古屋市・京都市・大阪市・堺市・神戸市・広島市・北九州市・福岡市をいいます。)

8 居住室

- 「居住室」とは、居間・茶の間・寝室・客間・書斎・応接室・食事室などをいいます。(下の図では 〇の部分になります。)
- フローリングなど、洋間の場合も畳数に換算して含めます。「面積の単位換算早見表」が8ページにありますので、参考にしてください。



● 調査票の記入についての説明(調査票第2面)

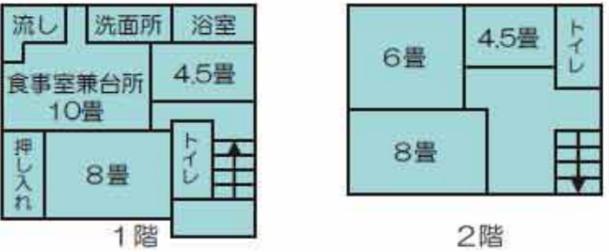
**9 持ち家か 借家かなどの別**

- 「持ち家」には、登記が済んでいない場合や、分割払いで支払いが完了していない場合も含めます。

**10 1か月の家賃又は間代及び共益費又は管理費**

- 「家賃又は間代」には、敷金・礼金や共益費・管理費は含めません。

**11 床面積**

- 「床面積」には、住宅全体の床面積を書きます。(下の図では、の部分になります。)
- 同居世帯がある世帯では、同居世帯が使用している部分の床面積も含めます。

面積の単位換算早見表  
【畳→m<sup>2</sup>・坪】

畳	m <sup>2</sup>	坪	畳	m <sup>2</sup>	坪
0.5	0.8	0.25	8.0	13.2	4.00
1.0	1.7	0.50	9.0	14.9	4.50
2.0	3.3	1.00	10.0	16.5	5.00
3.0	5.0	1.50	15.0	24.8	7.50
4.0	6.6	2.00	20.0	33.1	10.0
4.5	7.4	2.25	30.0	49.6	15.0
5.0	8.3	2.50	40.0	66.1	20.0
6.0	9.9	3.00	50.0	82.6	25.0
7.0	11.6	3.50	100.0	165.3	50.0

1畳=1.65289m<sup>2</sup>=0.5坪

**13 台所 トイレ 浴室 洗面所**

**(オ) 洗面所はありますか**

- 台所の流しとは別に、洗面、手洗いなどのための給水設備があれば、「ある」とします。

Ⅲ この住居について (つづき)

**9 持ち家か 借家かなどの別**

持ち家  借家

借家: 民営の賃貸住宅, 都道府県・市区町村営賃貸住宅, 都市再生機構(旧公園)・公社などの賃貸住宅, 給与住宅(社宅・公務員住宅など), 住宅以外の建物(会社や学校の寄宿舎・旅館・宿泊所など) 賃貸など, 所有

**10 1か月の家賃又は間代及び共益費又は管理費**

家賃又は間代: 円

共益費又は管理費(共用部分の電気料・清掃費など): 円

**11 床面積**

床面積の合計(延べ面積): 105平方メートル

うち1階の床面積: 62平方メートル

**12 建築の時期(完成の時期)**

平成20年, 19年, 18年, 17年, 16年, 13~15年, 8~12年, 3~7年, 昭和56~平成2年, 昭和46~55年, 36~45年, 26~35年, 昭和25年以前

**13 台所 トイレ 浴室 洗面所**

(ア) 台所はどんな型ですか:  独立の台所,  食事室兼用,  食事室・居間兼用,  その他

(イ) 水洗トイレはありますか:  ある,  ない

(ウ) 洋式トイレはありますか:  ある,  ない

(エ) 浴室はありますか:  ある,  ない

(オ) 洗面所はありますか(洗面台のみを含む):  ある,  ない

**14 高齢者等のための設備等**

手すりがある: 玄関 , トイレ , 浴室 , 脱衣所 , 廊下 , 階段 , 居室 , その他

またぎやすい高さの浴槽:  廊下などが車いすで通行可能な幅:  段差のない屋内:  道路から玄関まで車いすで通行可能:  これらの設備はない:

**15 自動火災感知設備(住宅用火災警報器等)**

設備がある: 寝室 , 台所 , 階段 , 廊下 , その他  設備はない:

**16 省エネルギー設備等**

(ア) 太陽熱で水を温める温水機器等:  ある,  ない

(イ) 集光板に太陽光を集めて電力に換える発電機器:  ある,  ない

(ウ) 二重サッシ又は複層ガラスの窓:  すべての窓にある,  一部の窓にある,  ない

持ち家の場合は17欄へ それ以外の場合は21欄へ

**14 高齢者等のための設備等**

- 「またぎやすい高さの浴槽」とは、洗い場から浴槽の縁までの高さが高齢者や障害者に配慮した高さの浴槽をいい、高齢者用の場合は、約30~50cmとします。
- 「廊下などが車いすで通行可能な幅」は、一般的な車いすの場合、約80cmです。
- 「段差のない屋内」とは、高齢者などが屋内で段差につまずいて転倒したりしないように住宅が設計されているものをいいます。なお、玄関の「上がりかまち」や階段は、ここでいう段差とはしません。

**15 自動火災感知設備(住宅用火災警報器等)**

- 自動火災感知設備とは、火災の発生を熱、煙又は炎によって自動的に感知し、火災信号又は火災情報信号を消火設備等に発信する設備や、警報等を発する設備のことをいいます。
- 市販されている簡易な設備も自動火災感知設備に含まれます。
- 自動火災感知設備にはガス漏れ感知のみの設備は含みません。
- 居間、茶の間、応接間でも、それらの部屋に布団を敷いたりして寝室として使用している場合は「寝室」とします。

**16 省エネルギー設備等**

**(ウ) 二重サッシ又は複層ガラスの窓はありますか**

- 二重サッシとは、外窓と内窓の二重(又は三重)構造となった窓のことをいいます。
- 複層ガラスとは、複数枚のガラスを組み合わせ、すき間に空気層をつくることによって断熱効果等をもたせたものをいいます。

● 調査票の記入についての説明(調査票第3面)

17 住宅の建て替え 新築 購入などの別

- 「新築した（建て替えを除く）」とは、新しく住宅（持ち家）を建てた場合、あるいは以前にあった住宅以外の建物や施設を壊して、そこに新しく住宅（持ち家）を建てた場合をいいます。
- 「新築の住宅を購入」とは、新築の建て売り住宅又は分譲住宅を購入した場合をいいます。

18 住宅の増改築 改修工事等

- 改修工事とは、住宅の機能を維持又は改善するために、住宅の一部又は住宅の機能として必要な固定的設備について工事をするをいいます。

19 住宅の耐震診断の有無

- 住宅の耐震診断は、地震に対する安全性について、建築事業者などの建築士に依頼して、調べた結果を記入します。

21 所有地か 借地かなどの別

- 「定期借地権など」とは、平成4年8月に新設された借地権で、次のいずれかに該当するものをいいます。

◆ 契約期間が50年以上の借地契約で、契約期間終了後に、①契約更新を行わない、②地主に借地上の建物の買い取りを請求できない旨の特約があるもの（定期借地権）

◆ 契約期間が30年以上の借地契約で、契約期間終了後に地主に借地上の建物を買収取ってもらうことにより借地権を消滅させる旨の特約があるもの（建物譲渡特約付借地権）

III この住居について（つづき）

17 住宅の建て替え 新築 購入などの別

建て替えとは、もとの家を壊してそこに新築することをいいます。	建て替え	新築した（建て替えを除く）	中古住宅を購入	新築の住宅を購入 都市再生機構（旧公団）・公社など	民間	相続・贈与で取得	その他
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

18 住宅の増改築 改修工事等

・当てはまるものすべてに記入してください  
(ア)平成16年1月以降住宅の増改築や改修工事等を行いましたか

増改築や改修工事等をした							工していません
増築・間取りの変更	台所・トイレ・浴室・洗面所の改修工事	天井・壁・床等の内装の改修工事	屋根・外壁等の改修工事	壁・柱・基礎等の補強工事	窓・壁等の断熱・結露防止工事	その他の工事	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>

(イ)平成16年1月以降高齢者等のための設備の工事を行いましたか  
・将来に備えて工事した場合も含めます

工事した					工していません
階段や廊下の手すりの設置	屋内の段差の解消	浴室の工事	トイレの工事	その他	<input type="radio"/>
<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

19 住宅の耐震診断の有無

耐震診断をしたことがある	耐震診断をしたことはない
<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
耐震性が確保されていた	耐震性が確保されていなかった
<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>

20 住宅の耐震改修工事の有無

工事した					工していません
壁の新設・補強	筋かいの設置	基礎の補強	金具による補強	その他	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>				

IV この住居の敷地について

21 所有地か 借地かなどの別

所有地・借地以外とは、アパートや一戸建の借家などで、この住居の敷地の所有権又は借地権がない場合をいいます	所有地	借地 一般の借地権	定期借地権など	所有地・借地以外 一戸建・長屋建 その他 (共同住宅など)
	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

22 敷地面積

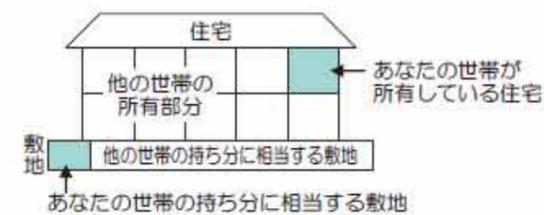
マンションなどの共同住宅や長屋建の場合は、むね全体の敷地ではなく、住んでいる住宅の敷地相当分（区分所有分）について書いてください	(小数点以下は四捨五入) 158 平方メートル	(小数点以下は四捨五入) 又は 坪
--	----------------------------	----------------------

23 取得方法・取得時期等

(ア)だれから買ったり借りたりなどしたのですか	国・都道府県・市区町村	都市再生機構（旧公団）・公社など	会社などの法人	個人	相続・贈与	その他							
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>							
(イ)いつ買ったり借りたりなどしたのですか	平成20年	19年	18年	17年	16年	13~15年	8~12年	3~7年	昭和56~平成2年	昭和46~55年	36~45年	26~35年	昭和25年以前
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>							

22 敷地面積

- 分譲マンションなどで、建物内の各住宅の持ち分に応じて建物全体の敷地の一部を所有している場合は、あなたの世帯の持ち分に相当する敷地について書いてください。



- 「面積の単位換算早見表」が8ページにありますので、参考にしてください。

23 取得方法・取得時期等

(ア)だれから買ったり借りたりなどしたのですか

- 複数の方法によって取得した場合は、最も面積の大きい部分を取得した方法について記入してください。
- 仲介者ではなく、敷地を買った又は借りた直接の相手方について記入してください。
- 相続や贈与により借り主となった場合は、現在借りている相手方について記入してください。

(イ)いつ買ったり借りたりなどしたのですか

- 借地の場合は、契約更新時期ではなく、最初の契約時期について記入してください。
- 借りていた土地を買った場合は、買った時期について記入してください。
- 相続や贈与によって敷地を取得した場合又は敷地の借り主となった場合は、相続や贈与を受けた時期について記入してください。
- 何回かにわたって継ぎ足しながら取得した場合は、最も面積の大きい部分を取得した時期について記入してください。

#### ◆ 世帯全員の1年間の収入

世帯の収入によって、住宅・土地の所有状況や規模、住宅の設備などにどのような違いがあるかを明らかにし、例えば、今後、どの程度の収入規模の世帯を対象に住宅建設資金や土地取得資金の援助を行うべきか、などの施策の立案・実施に利用されます。

#### ◆ 別世帯となっている子の住んでいる場所

「世帯の家計を主に支える人」からみた親子2世代の居住状況などを把握することにより、少子化・高齢化の進展とともに変化する国民の居住形態を明らかにし、親子世帯の近居の促進などの少子・高齢社会への対応策の策定に利用されます。

#### ◆ 持ち家か 借家かなどの別

床面積、室数・畳数、設備状況などと組み合わせ、持ち家と借家による住宅水準の違いを明らかにし、公営住宅の供給計画の策定に利用されます。また、所有地か借地かなどの別と組み合わせ、定期借地制度の活用状況を明らかにし、安価で良質な賃貸住宅の供給の促進を図るための施策の策定に利用されます。

#### ◆ 床面積

住宅に関する基本的な項目の一つで、現住居の所有状況、住宅の建て方、設備状況などと組み合わせ、これらの区分別にどのような違いがあるか、どのような推移をたどっているかなどを明らかにし、豊かな住生活を営むのに必要な住宅水準の確保を図るための施策の策定に利用されます。

#### ◆ 建築の時期

住宅に関する基本的な項目の一つで、「住生活基本計画」で設定されている住宅の長寿命化の達成状況を測定するための指標の一つとして活用されます。また、建築後の経過年数別住宅数を明らかにし、住宅数の将来推計や供給計画の策定などのために利用されます。

